

セントラルパークフェスタ 2024 出店(展)募集要項

生涯学習センター及び市民活動推進センターが主催する『セントラルパークフェスタ』は、登録団体と地域住民との接点作りと地域愛の育成を図るため、多くの市民と多様な市民団体が一堂に会し、楽しくふれあいのあるまつりを目指し、市民団体の出店(展)を募集します。

出店(展)を希望される場合は、この募集要項をよくお読みいただき、内容をご理解いただいた上で、応募してください。

【注】以下の点にご注意ください

- ・ 飲食物を販売する場合は、令和3年6月1日の食品衛生法の改正に伴い、県内一円または臨時施設での営業許可証がない場合は原則1品目での出店となります。
- ・ 当日はフェスタ終了後の15時以降にならないと撤収作業は原則できません。

A.開催日時及び会場

日時：令和6年6月2日(日) 10:00~15:00 (※雨天決行)

会場：生涯学習センター・市民活動推進センターの全館及び屋外

B.主催者：流山市生涯学習センター / 流山市民活動推進センター

C.出店(展)募集内容

付属品：長机 6脚・パイプ椅子 18脚

当該フェスタは、近隣市民の方々に団体の日頃の活動を知ってもらい、会員を獲得する等、活動の活性化を目的としています。飲食物及び物品の販売がメインの出店(展)にならないようご注意ください。

★1月13日(イベント内容説明会) / 5月11日(参加団体説明会)に開催する説明会へは必ずご出席をお願いします。

D.出店(展)対象：生涯学習センター又は市民活動推進センターの登録団体であること。

E.申込方法

【別紙】セントラルパーク★フェスタ 2024《応募用紙》に必要事項記入の上、主催者(団体登録先)へ提出してください。

申込期間：令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木) 17:00 必着

提出方法：持参・メール・郵送

※メールアドレス・郵送先住所は、募集要項の最後に記載しています。

F.その他

- (1)出店(展)場所は、主催者で決定します。出店(展)場所の指定はできません。
- (2)過去のセントラルパークフェスタにおいて、出店(展)要領または募集要項に違反があった出店(展)者は、申請を受付けできません。
- (3)出店(展)申込時の個人情報については、セントラルパークフェスタの出店(展)に関することに使用することとし、出店(展)時の事故発生などにおける公的機関からの照会を除き、目的外の利用又は開示はしません。
- (4)健全で正常なセントラルパークフェスタ 2024 の運営に資するため、責任をもって、暴力団の排除その他の必要な措置を行ってください。
- (5)PRや啓発活動の目的で、パンフレットやチラシ等を配布する場合には、ゴミや事故の原因とならないよう、必要とする人が自分で取る配架形式をとり、手渡しでの配布はご遠慮ください。

G.注意事項

- (1)飲食出店等で使用されるガス・電力機材の準備はありません。出店を予定している団体は、各自でガスボンベやバッテリーの準備をお願いいたします。
※LP ガスなどの使用はできません。カセットコンロであれば20本を限度とします。
※セントラルパークフェスタでは参加団体への出店(展)料の徴収をいたしません。そのため、出店(展)にともなうガス・電力等の機材の準備は団体にてお願いいたします。
- (2)出店(展)場所にゴミ箱等を設置し、出店(展)者が責任を持って回収処理してください。
- (3)来場者や他の出店(展)者の迷惑となるような看板等の設置はしないでください。出店(展)場所において、天井高に匹敵するのぼりや、通路の往来を妨げる看板など、過剰な宣伝活動はご遠慮ください。
- (4)拡声器は使用しないでください。
- (5)来場者との事故や周りの出店(展)者とのトラブルの原因となりますので、出店(展)範囲外への陳列は絶対にしないでください。
- (6)円滑なイベント運営のため、主催者からの指示には従ってください。
- (7)上記(1)～(6)に違反した場合、又は来場者や周りの出店(展)者等に迷惑な行為をした場合、直ちに出品(展)を取りやめていただきます。
- (8)売買等におけるトラブル、出品(展)者同士のトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
- (9)原則、出品(展)責任者は出品(展)場所に常駐し、緊急時には主催者と連絡が取れる体制を整えてください。
- (10)出品(展)の仕入れやその他経費等について、主催者は一切負担いたしません。また、出品(展)の取消しが行われた場合、出品(展)者の仕入れやその他経費等について、主催者は一切負担いたしません。

(11)販売行為(飲食物等)の出店(展)にあたっては、取扱品目について該当法令等がある場合、出店(展)者の責任で遵守してください。

(12)保健所及び消防署等から不備を指摘された場合には速やかに是正してください。

(13)会場内での喫煙(喫煙所を除く)及び飲酒は禁止です。

H.流山市火災予防条例に基づく出店(展)者への義務事項について

(1)消火器の携行

火気器具等を使用する団体は消火器(4型以上)1本を携行してください。なお、火気器具等は次のとおりです。

《対象となる火気器具等》

- バーナー・ストーブ・発電機など(液体燃料を使用する器具)
- 炭・練炭等のコンロ・七輪など(固体燃料を使用する器具)
- コンロ・グリル・バーナーなど(気体燃料を使用する器具)
- 電子レンジ・ホットプレートなど(電気を熱源とする器具)
- その他、使用に際し火災の発生の恐れのある器具

(2)火気器具等を使用するにあたっての遵守事項

- ・火気器具等の周りは、可燃物との距離を周囲15cm以上・上方1m以上確保すること。
また、2台以上使用する場合は火器間30cm以上離すこと。
- ・火気器具等の下に発泡スチロールなどの可燃物を置かないこと。
- ・発電機に使用する燃料には携行缶を用い、ポリタンクは不可とする。
- ・屋外の場合、強風により主催者が危険と判断した時は、火気器具の使用を中止する。

I.その他

出店(展)者は、セントラルパークフェスタ当日までに出店(展)時の火災等を想定した消防訓練を実施すること。

【問合せ・申込先】

◆流山市生涯学習センター（流山エルズ）

所在地：流山市中 110 / 電 話：04-7150-7474

E-mail：nagareyama_center@actio.co.jp

◆流山市民活動推進センター

所在地：生涯学習センター3F / 電話：04-7150-4355

E-mail：na-shimin@machikatsu.co.jp